

社会福祉法人うまぐりの里役員等の報酬等支給基準

2016（平成28）年12月24日

（目的）

第1条 この基準は、社会福祉法人うまぐりの里（以下「法人」という。）定款第8条及び同第21条の規定に基づき、法人の職員以外の理事、監事、評議員、評議員選定・解任委員会委員（以下「評議員選定委員」という。）、苦情解決第三者委員、医師、看護師、職業技術指導者、職員研修等講師及び各種委嘱委員等（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）の額並びに支給方法について定めることを目的とする。

（報酬の額及び支給方法）

第2条 役員等が理事長の命により職務（以下「職務」という。）を遂行したときは報酬を支給する。

- 2 理事の報酬の額は、別表に定める額を上限に理事会が決定する額とする。
- 3 監事及び評議員の報酬の額は、別表に定める額を上限に評議員会が決定する額とする。
- 4 評議員選定委員、苦情解決第三者委員、医師、看護師、職業技術指導者、職員研修等講師及び各種委嘱委員の報酬の額は、別表に定める額を上限に予算の範囲内において理事長の定める額とする。
- 5 報酬等は、原則として当月分を翌月の10日に口座振込みによって支給するものとする。ただし、特に必要がある場合は資金前渡として現金で支給することができる。

（費用弁償（旅費）の額及び支給方法）

第3条 役員等が職務のため出張した時は、費用弁償（以下「旅費」という。）として交通費、日当及び宿泊料を次の各号により支給する。

- （1）交通費は、社会福祉法人うまぐりの里旅費規程（以下「旅費規程」という。）第5条に基づき支給する。
- （2）日当は、旅費規程第6条第1項を準用し、その額は、本基準の別表に定める額を上限とした報酬の額を支給する。
- （3）宿泊料は、旅費規程第6条第2項に基づき支給し、その額は施設長、次長の区分欄の額とする。

- 2 前項の旅費の計算は、旅費規程第4条を適用する。
- 3 旅費の支給日については、第2条第5項を適用する。
- 4 役員等に旅費を支給したときは、この規程による報酬は支給しない。

(委 任)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改 正)

第5条 この規程の改正は理事会の同意を得て評議員会の決議により行うものとする。

附 則

- 1 この基準は、2017（平成29）年4月1日から適用する。
- 2 これまでのうまぐりの里役員等の報酬等に関する規程（平成9年規程第6号）は、平成29年3月31日を以って廃止する。

別表（第2条関係）

職名等	基礎	報酬又は日当額
理事長	日額	5,000円
理事	日額	5,000円
監事	日額	5,000円
評議員	日額	5,000円
評議員選定委員	日額	5,000円
苦情解決第三者委員	日額	5,000円
医師	日額	15,000円
看護師	日額	10,000円
職業技術指導者	日額	10,000円 (半日5,000円)
職員研修等講師	2時間当り	7,000円
各種委嘱委員	日額	5,000円